

法人役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人 梅田福祉会
規 則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅田福祉会の役員に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）については報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 理事長にあっては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
 - (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
 - (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3) 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
 - (4) 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
 - (5) 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
 - (6) 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良するための支出及び処分。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない物品の売却又は破棄。
 - (8) 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
 - (9) 入所者・利用者の処遇に関すること。
 - (10) 寄附金の受け入れに関すること。
 - (11) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
 - (12) 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
 - (13) 決済事務に関すること。
 - (14) 理事会又は評議員会の定例会、臨時会、評議員選任・解任委員会等の招集を行うこと。
 - (15) 法人及び施設の渉外に関すること。
 - (16) 法人職員の採用に関すること。
 - (17) 施設運営の日常業務に関すること。
 - (18) 非常災害協力会に関すること。
 - (19) 視察、見学、慰問、ボランティア訪問に関すること。
 - (20) 運営に関する会議への出席。

- (21) その他法人の業務に関して重要と認められる事項。
- 2 理事にあっては、次の議決事項に係る職務とする。
- (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 予算外のあらたな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
 - (3) 事業計画及び決算に関すること。
 - (4) 定款変更に関すること。
 - (5) 社会福祉施設の許認可等関係に関すること。
 - (6) 施設長の任免その他重要な人事に関すること。
 - (7) 基本財産の処分、担保提供等
 - (8) 金銭の借入に関すること。
 - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更に関すること。
 - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更に関すること。
 - (11) 施設用財産に関する契約その他主要の契約に関すること。
 - (12) 寄附金の募集に関する事項に関すること。
 - (13) 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
 - (14) その他法人の業務に関する重要事項に関すること。
- 3 監事にあっては、次の監査実施等に係る職務とする。
- (1) 決算監査に関すること。
 - (2) 法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
 - (3) 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
 - (4) 毎年定期的に監査報告を作成し、理事会及び群馬県知事に報告すること。
- 4 評議員にあっては、次の審議事項に係る職務とする。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 5 評議員選任・解任委員にあっては、次の審議事項に係る職務とする。
- (1) 評議員選任・解任委員会の審議に係ること。

〈役員報酬の額〉

第4条 役員報酬は1日につき10,000円とする。ただし財源により調整して支給することができる。

〈役員報酬の支給対象時間〉

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を

越えた場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

2 職員として給与を支給されている役員又は職員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する

平成29年3月15日一部改正